平成２５年（フ）第２２７号
愛媛県東温市北方甲3202番地１
債務者　梅崎　孝一
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
福岡県久留米市東町４番地８　ライオンズマンションサンフラワー1001号
債務者　古賀　和海
１　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４９２号
北九州市門司区清見１丁目20番20号
債務者　久家　明浦（旧姓二見）
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３６号
北九州市八幡東区祇園１丁目11番２号　201
債務者　來村　和久（旧姓森永・三角）
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3232番地１
グレイスフル今泉３番館203号
債務者　水鳥川　浩
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
佐賀県佐賀市駅前中央３丁目４番一101号
ＪＲアパート
債務者　久木元一貴
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町1511番地１
債務者　北島　　強
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
佐賀県佐賀市末広１丁目10番86号　ベル・プロムナードG204
債務者　村岡　敦子
１　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保3702番地
ローレルガーデンかわくぼB103
債務者　山本　孝法（旧姓小出）
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
鹿児島県姶良市東餅田2275番地２
債務者　山口　栄子（旧姓南）
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市東梵天276番地６　県営梵天住宅１―302号
債務者　佐々木正和
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３１号
山形県新庄市住吉町３番22号
債務者　柿﨑千代美
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第３２号
山形県新庄市住吉町３番22号
債務者　柿﨑　　舞
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１０８号
長野市金井田107番地　エルナードフォーブル202
債務者　内川　拓也
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
長野市金井田107番地　エルナードフォーブル202
債務者　内川　麻衣（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
兵庫県伊丹市鋳物師２丁目19番地　カミュヴァンティス８号、前住所兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地１　１―222
債務者　文田　勝彦
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
福岡県飯塚市忠隈240番地
債務者　明神　静代
１　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部